

参 考 資 料

【目次】

(参考 1) 成田国際空港株式会社による主なテロ・ハイジャック対策	1
(参考 2) 日本空港ビルデング株式会社による主なテロ・ハイジャック対策	2
(参考 3) 近年に発生した主なテロ・ハイジャック等 (未遂を含む)	3
(参考 4) 空港管理者及び空港機能施設事業者以外の者による航空保安対策	4
(参考 5) 空港の設置及び管理に関する基本方針骨子 (案)	5
(参考 6) 関係条文 (航空法及び航空法施行規則)	7
(参考 7) 関係条文 (空港法)	10
(参考 8) 関係条文 (災害対策基本法)	12
(参考 9) 関係条文 (成田国際空港株式会社法)	17

成田国際空港株式会社による主なテロ・ハイジャック対策

1. 施設面

- ・ 空港場周及び制限区域の立入禁止柵及び出入口ゲートの設置
- ・ 車両侵入防止装置の設置
- ・ 空港内外に監視カメラ、警備所、監視塔等を設置
- ・ 空港場周警備のためのセンサー連動カメラシステムの導入
- ・ 旅客、手荷物への保安検査について、人員、機器（X線検査装置等）に要する費用の半額を負担
（※）保安検査の主体は航空会社
- ・ 従業員や空港内で販売される商品の保安検査（金属探知器、X線検査等）
- ・ 旅客ターミナルにおける出発旅客と到着旅客の遮断
- ・ 空港内統一IDカードのIC化、バイオメトリクス認証（生体認証）の導入

2. 警備体制

- ・ 出入口ゲート、空港内外の諸施設に、警備員を24時間体制で配置
- ・ 出入口ゲート等において、空港立入者に対する身元確認、荷物検査等を実施

3. 保安組織等

- ・ 国土交通省、空港警察署、C I Q（税関、出入国管理、検疫）関係官庁、消防、航空会社、鉄道会社等の関係機関により構成する成田国際空港保安委員会を組織
- ・ 成田国際空港保安規程の策定
- ・ 関係機関と協調し、ハイジャック等の不法妨害行為や不法侵入行為への対応訓練を実施

日本空港ビルディング株式会社による主なテロ・ハイジャック対策

1. 施設面

- ・ターミナルビル内各所を監視カメラにより監視
- ・車両侵入防止装置の設置
- ・従業員や空港内で販売される商品の保安検査（金属探知器、X線検査等）
- ・旅客ターミナルにおける出発旅客と到着旅客の遮断、到着旅客の逆流防止

2. 警備体制

- ・警備員を24時間体制で配置
- ・上記警備員による立哨・巡回警備に加え、多客時や緊急時において、役職員交代による巡回等を実施

3. 保安組織等

- ・国土交通省、警察、消防、C I Q（税関、出入国管理、検疫）関係官庁、航空会社等と密接に連携し、事案に係る情報の早期収集と再発防止の徹底
- ・東京国際空港保安規程の遵守に加え、ターミナルビル管理に係る各種マニュアルを策定
- ・火災や各種事案を想定した訓練の実施（直営店舗・テナント店舗を含めた日常の安全点検や消火避難訓練、自衛消防隊訓練、不審者対応訓練、怪電話対応訓練等）

近年に発生した主なテロ・ハイジャック等（未遂を含む）

- 2006年 8月 ロンドンのヒースロー空港から米国のボストン、ニューヨーク、ワシントン等へ向かう航空機計10機の爆破を計画していたとして、25名の容疑者を逮捕（英国）。
- 2006年 12月 マドリードのバラハス空港（スペイン）において、ターミナルの駐車場の車両が爆発。駐車場の6割が破壊されるとともに、2名が死亡、20名以上が負傷。バスク地方の分離独立派武装組織「バスク祖国と自由」が犯行声明を発表。
- 2007年 1月 ハルツーム空港（スーダン）で、同国の旅客機がハイジャックされ、犯人の要求に従い隣国チャドに向かう。犯人は、仏大使館に亡命を求めたが、当局により逮捕。乗客乗員約100名は無事。
- 2007年 2月 モーリタニア（西アフリカ）からスペインのカナリア諸島に向かうモーリタニア航空の旅客機（乗客乗員約80名）が銃を持つ犯人にハイジャックされるも、乗客乗員の協力により犯人は取り押さえられた。
- 2007年 6月 ニューヨークのジョン・F・ケネディ（JFK）空港の燃料タンクとパイプラインを爆破するテロ計画が摘発され、4名を起訴（米国）。
- 2007年 6月 グラスゴー空港（英国）のターミナルに爆発物を搭載したジープが突入。ジープは炎に包まれたが爆発には至らず、旅客及び従業員には被害なし。
- 2007年 8月 北キプロスからイスタンブールに向かっていたアトラスジェット航空（トルコ）の旅客機（乗客乗員約140名）がハイジャックされ、緊急着陸。犯人（2名）は人質を解放後、投降。
- 2007年 10月 オークランド空港爆破予告事件（ニュージーランド）。空港を2時間閉鎖。運航スケジュールに大きな影響。
- 2008年 8月 サンエア航空（スーダン）の旅客機がハイジャックされ、リビアに着陸。犯人は交渉の末投降。乗客乗員約100名は無事。

【国内】

- 2008年 3月 成田空港へ向けて迫撃弾が発射されたゲリラ事件が発生。成田空港内で弾頭発見。運航スケジュールに影響なし。
- 2008年 4月 成田空港爆破及び毒ガス散布予告。容疑者を逮捕。運航スケジュールに影響なし。
- 2008年 8月 エアチャイナ日本支社東京事務所に対し、航空機の北京オリンピック会場への墜落予告。離陸していた名古屋発重慶行きが引き返したほか、成田発北京行き等の他の4便についても改めて手荷物検査等を実施し離陸を延期。容疑者を逮捕。

空港管理者及び空港機能施設事業者以外の者による航空保安対策

1. 旅客、貨物、航空機に対する保安対策 【航空会社】

- ・ 旅客、機内持込手荷物及び受託手荷物に対する保安検査の実施
- ・ 日本を出発する国際線において、あらゆる液体物の持込制限を実施
- ・ 刃物類その他凶器となりうる物品全てについて、航空機への持込みを禁止
- ・ チェックイン時、搭乗時における乗客の旅券確認
- ・ 貨物ターミナルへの常時監視員の導入
- ・ 銃弾の貫通を阻止できる強化型コックピットドアを装備

2. 制度設計、情報収集、出入国管理、事態への対応 【国】

- ・ 「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部（本部長：内閣官房長官）」の下に「空港・港湾における水際対策幹事会」（主宰：内閣危機管理監）を設置し、関係省庁連携の下、テロ・ハイジャック対策を推進
- ・ 入国審査時、査証申請時における指紋採取等による入国審査の強化
- ・ テロリストに対する入国規制
- ・ 国際民間航空機関（ICAO）が実施する航空保安行動計画への積極的な参加
- ・ 飛行中の航空機を迅速・的確に最寄り空港に着陸させるためのマニュアルの作成
- ・ 必要に応じた一定空域における飛行自粛要請の実施、航空情報（ノータム）の発出
- ・ スカイマーシャル（航空機への警察官の警乗）の導入

3. 空港警備 【都道府県警察】

- ・ 国際空港における水際対策、危機管理体制強化のため、空港危機管理官を配置
- ・ 成田空港においては、過激派によるテロ等に備え、警察官約 1,500 人による警備体制を整備

空港の設置及び管理に関する基本方針骨子（案）

※交通政策審議会航空分科会の第4回（平成20年10月2日開催）配付資料より抜粋。

1. 空港の設置及び管理の意義及び目標に関する事項

2. 空港の整備に関する基本的な事項

(1) 将来需要に対応するための施設整備・機能向上等

例：・相当の航空需要の増加が見込まれる一方、現在の処理能力では将来の需要に対応できないことが予想される首都圏等の空港において、将来需要に適切に対応するための方策を講じる。

・都心部等とのアクセス鉄道・道路の効果的・効率的な整備 等

(2) 空港の耐震化等の推進による安全・安心の確保

例：・被災時の緊急輸送拠点となる空港の特性を最大限活用するための滑走路、管制塔等の耐震性の向上

・空港への不法侵入対策の強化等セキュリティの確保 等

(3) 既存ストックを活用した空港機能の高質化

例：・ILS（計器着陸装置）の高カテゴリー化等による就航率の改善

・ユニバーサルデザイン化の推進 等

(4) 空港の整備における航空管制業務等との連携の確保

3. 空港の運営に関する基本的な事項

(1) 効果的かつ効率的な空港の運営

例：・内外の航空路線の誘致や利用の推進等、関係者と一体となった空港全体のマネジメントの推進

・適正な水準の空港使用料の設定

・コンピューター航空、ビジネスジェット、LCC等による空港利用の促進 等

(2) 空港施設の適切な維持・機能向上

例：・点検の強化等、予防保全の手法等を用いた適切な維持管理の実施

・施工方法の改良等によるライフサイクルコストの縮減を図りつつ、既存施設の円滑かつ計画的な改良・更新の実施

・需要に適切に対応し、サービス水準の維持向上に資する施設の改良・更新

・緊急性の高い既存施設等について効果的・効率的な施設の改良・更新のための投資の実施

・除雪体制の強化 等

(3) 利便性の向上

イ. 航空利用者（旅客）の利便性の向上

例：・ユニバーサルデザイン化の推進

・空港へのアクセス改善

・空港内滞在の快適化、空港内施設の充実

・CIQ等について、待ち時間短縮等サービス水準の向上が図られるよう関係機関との連携・支援

・天候等により遅延、欠航等の発生した場合の対応の適切化

- ・航空運送事業者、空港機能施設事業者、アクセス交通事業者等との連携強化等

ロ. 航空物流機能の強化

(4) 安全安心の確保

- 例：・安全に対する目標達成のための管理計画を立案・実施し、その状況を監視し、必要な措置を講じていく管理手法であるSMS(安全管理システム)の推進
- ・保安検査の実施の円滑化や侵入防止対策の強化によるセキュリティの向上、関係者の理解の増進
 - ・空港消防能力の強化
 - ・C I Q、警察、消防等関係機関との連携強化
 - ・ランプ・インスペクション(外国航空機に対する立入検査)等、安全監査の実施のための協力支援等

(5) 環境負荷の低減

(6) 航空管制業務等との連携

(7) 空港会社の運営のあり方

→ 空港会社が経営の効率化及び利用者利便の向上を図り、適正な空港運営を行い、国際競争力の強化を図るべきことを記述。特に、①需要に適切に対応した空港機能の拡充、②適正な料金水準の確保、③利便性向上、保安防災措置等の確実な実施、④環境対策・地域共生策の適切な実施、⑤安全保障・危機管理等に対する適切な対応の確保等について運営のあり方を記述。

(8) 空港機能施設事業のあり方

→ 空港機能施設事業の指定制度を導入した背景・考え方にふれつつ、その事業の公共的性格を踏まえ、事業のあり方についての基本的考え方及び運営にあたり確保すべき事項を記述。

(9) 地方自治体管理空港における適正な運営のあり方

(10) 協議会の活用

(11) 情報開示・透明化

4. 空港とその周辺の地域との連携の確保に関する基本的な事項

5. 空港の周辺における騒音その他の航空機の運航により生ずる障害の防止及び損失の補償並びに生活環境の改善に関する基本的な事項

→ 環境対策・地域共生策の基本的な考え方及び設置管理者、周辺自治体、空港関係者の配慮すべき事項にふれつつ、具体的な実施のあり方を記述。

6. 地理的、経済的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する空港相互間の連携の確保に関する基本的な事項

→ 首都圏、近畿圏、中部圏における空港相互間の連携のあり方を記述。(首都圏の場合には、「経済財政改革の基本方針2008」等に従い、成田国際空港は国際線の基幹空港、東京国際空港は国内線の基幹空港という基本的な役割分担を踏まえ、両空港間及び都心と両空港間の鉄道アクセス改善のための整備の調査検討を含め、両空港の一体的活用による国際航空機能の最大化を図る旨を記述。)

7. その他

関係条文

○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号） ※下線部は、平成二十一年四月一日施行部分

（空港等又は航空保安施設の管理）

第四十七条 空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、国土交通省令で定める保安上の基準（空港にあつては、当該基準及び基本方針）に従つて当該施設を管理しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の空港等又は航空保安施設が同項の基準に従つて管理されることを確保するため、政令で定めるところにより当該施設について定期に検査をしなければならない。

（空港保安管理規程）

第四十七条の二 空港の設置者は、空港保安管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 空港保安管理規程は、前条第一項の保安上の基準に従つて空港（空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める航空保安施設であつて、空港の設置者が設置するものを含む。以下この条、第五十五条の二第二項及び第四百四十八条第四号において同じ。）の保安を確保するために空港の設置者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

一 空港の保安を確保するための管理の方針に関する事項

二 空港の保安を確保するための管理の体制に関する事項

三 空港の保安を確保するための管理の方法に関する事項

3 国土交通大臣は、空港保安管理規程が前項の規定に適合していないと認めるときは、空港の設置者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

（許可の取消等）

第四十八条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、空港等若しくは航空保安施設の設置の許可を取り消し、又は期間を定めて、空港等の全部若しくは一部の供用の停止を命ずることができる。ただし、第二号から第五号までの場合について設置の許可を取り消すことができる場合は、国土交通大臣が空港等の設置者又は航空保安施設の設置者に対し、相当の期間を定めて、当該施設を申請書に記載した計画若しくは第三十九条第一項第一号の基準に適合させるための措置をとるべきこと又は当該施設を第四十七条第一項の保安上の基準に従つて管理すべきことを命じ、その期間内に空港等の設置者又は航空保安施設の設置者が、その命令に従わなかつた場合に限る。

一 正当な理由がないのに第四十一条第一項の規定により工事を完成しなければならない期日（同条第二項の規定により期日を変更したときは、その期日）までに工事を完成しないとき。

二 第四十二条第一項（第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の検査の結果、当該施設が申請書に記載した設置又は変更の計画に適合していないと認めるとき。

三 第四十四条第五項又は第四十五条第二項において準用する第四十二条第一項の検査の結果、当該施設がこれらの申請に係る申請書に記載した計画に適合していないと認めるとき。

四 空港等又は航空保安施設の管理が第四十七条第一項の保安上の基準に従つて行われていないと認めるとき。

五 空港等の位置、構造等が第三十九条第一項第一号の基準に適合しなくなつたとき。

六 許可に付した条件に違反したとき。

(報告徴収及び立入検査)

第三十四条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

一～三 (略)

四 空港等又は航空保安施設の設置者

五 航空従事者

六 航空運送事業又は航空機使用事業を経営する者

七・八 (略)

2 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所、工場その他の事業場、空港等、航空保安施設を設置する場所、空港等若しくは航空保安施設の工事を行う場所、航空機の所在する場所又は航空機に立ち入つて、航空機、航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3・4 (略)

○航空法施行規則（昭和二十七年省令第五十六号）

(保安上の基準)

第九十二条 法第四十七条第一項（法第五十五条の二第二項において準用する場合を含む。）の保安上の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 空港等を第七十九条の基準（第一項第二号に掲げるものを除く。）に適合するように維持すること。

二 点検、清掃等により、空港等の設備の機能を確保すること。

三 改修その他の工事を行う場合は、必要な標識の設置その他適当な措置をとり、航空機の航行を阻害しないようにすること。

四 法第五十三条に規定する禁止行為を公衆の見やすいように掲示すること。

五 法第五十三条第三項の立入禁止区域に境界を明確にする標識等を設置し、且つ、当該区域に人、車両等がみだりに立ち入らないようにすること。

六 空港等における航空機の火災その他の事故に対処するため必要な消火設備及び救難設備を備え、事故が発生したときは、直ちに必要な措置をとること。

七 天災その他の原因により航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちにその供用を一時停止する等危害予防のため必要な措置をするとともに、この場合に必要となる国土交通大臣との連絡体制を整備すること。

八 関係行政機関と随時連絡できるような設備を有すること。

九 空港等業務日誌を備え付け、次に掲げる事項を記録し、これを一年間保存すること。

イ 空港等の設備の状況

ロ 施行した工事の内容

ハ 災害、事故等があつたときは、その時刻、原因、状況及びこれに対する措置

ニ 関係諸機関との連絡事項

ホ 航空機による空港等の使用状況

へ その他空港等の管理に関し必要な事項

- 十 空港にあつては、国土交通大臣が必要と認める場合に、空港において離陸又は着陸を行う航空機の利用に供するための気象の観測に必要な設備を備え、気象の観測を行うこと。
- 十一 空港にあつては、国土交通大臣が必要と認める場合に、航空通信を行うための無線電話を備え、空港において離陸又は着陸を行う航空機に対し、その運航のため必要な情報を提供すること。
- 十二 空港にあつては、空港で営業を行う者に対して、航空機強取等防止措置（航空機の強取及び破壊の防止に関する措置をいう。以下同じ。）を講じさせること。
- 十三 空港にあつては、空港における航空機強取等防止措置に関し、関係諸機関との間で必要な協議を行うため、空港の設置者及び関係諸機関を構成員とする協議会を組織すること。
- 十四 空港にあつては、前各号に掲げるもののほか、航空交通及び空港の業務に従事する者の安全を確保するために必要な措置を講じること。
- 十五 空港にあつては、次に掲げる事項を記載し、実測図を添付した空港手引書を備え付けること。
 - イ 空港の設置者の氏名及び住所
 - ロ 空港の名称及び位置並びに標点の位置
 - ハ 空港の敷地並びにその所有者の氏名及び住所
 - ニ 空港の種類、着陸帯の等級及び滑走路（陸上空港にあつては、基礎地盤を含む。）の強度又は着陸帯の深さ
 - ホ 進入区域の長さ、進入表面の勾配、進入表面の半径の長さ又は転移表面の勾配
 - ヘ 空港の施設の概要
 - ト 航空保安施設の概要
 - チ 進入表面、転移表面若しくは水平表面の上に出る高さの物件又はこれらの表面に著しく近接する物件がある場合には、次に掲げる事項
 - （一） 当該物件の位置及び種類
 - （二） 当該物件の進入表面、転移表面若しくは水平表面の上に出る高さ又はこれらの表面への近接の程度
 - リ 空港の敷地又はその付近の場所における気温を記載した書類（国土交通大臣が定める基準に従い、五年以上の資料に基づいて作成すること。）
 - ヌ 第一号から前号までの基準に従って管理するための具体的方法

関係条文

○空港法（昭和三十一法律第八十号） ※下線部は、平成二十一年四月一日施行部分

（空港の設置及び管理に関する基本方針）

第三条 国土交通大臣は、空港の設置及び管理に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空港の設置及び管理の意義及び目標に関する事項

二 空港の整備に関する基本的な事項

三 空港の運営に関する基本的な事項

四 空港とその周辺の地域との連携の確保に関する基本的な事項

五 空港の周辺における騒音その他の航空機の運航により生ずる障害の防止及び損失の補償並びに生活環境の改善に関する基本的な事項

六 地理的、経済的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する空港相互間の連携の確保に関する基本的な事項

七 前各号に掲げるもののほか、空港の設置及び管理に関する基本的な事項

3 基本方針は、空港の設置及び管理を行う者（以下「空港管理者」という。）、国、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の相互の密接な連携及び協力の下に、空港の設置及び管理を効果的かつ効率的に行い、環境の保全に配慮しつつ、空港の利用者の便益の増進を図り、もつて航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

4 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、交通政策審議会の意見を聴くものとする。ただし、交通政策審議会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

5 関係地方公共団体は、基本方針に関し、国土交通大臣に対し、意見を申し出ることができる。

6 国土交通大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（空港機能施設の建設及び管理を行う者の指定）

第十五条 国土交通大臣は、次に掲げる要件を備えていると認められるものを、その申請により、空港ごとに国管理空港（第四条第一項第二号及び第五号に掲げる空港をいう。第二十三条において同じ。）において空港機能施設事業（空港機能施設（各空港においてその機能を確保するために必要な航空旅客若しくは航空貨物の取扱施設又は航空機給油施設をいう。）を建設し、又は管理する事業をいう。以下同じ。）を行う者として指定することができる。

一 基本方針に従つて空港機能施設事業を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められること。

二 基本方針に従つて空港機能施設事業を行うことについて十分な経理的基礎及び技術的能力を有すると認められること。

2～5 （略）

（旅客取扱施設利用料）

第十六条 航空旅客の取扱施設を管理する事業を行う指定空港機能施設事業者は、旅客取扱施設利用料（航空旅客の取扱施設の利用について旅客から徴収する料金（旅客の利益に及ぼす影響が小さい

ものとして国土交通省令で定める料金を除く。)をいう。以下同じ。)を定めようとするときは、その上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをするものとする。

3 第一項の指定空港機能施設事業者は、同項の規定による認可を受けた旅客取扱施設利用料の上限の範囲内で旅客取扱施設利用料を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 国土交通大臣は、前項の規定による届出がされた旅客取扱施設利用料が特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるときは、当該指定空港機能施設事業者に対し、期限を定めてその旅客取扱施設利用料を変更すべきことを命ずることができる。

5 (略)

(監督命令)

第十九条 国土交通大臣は、空港機能施設事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定空港機能施設事業者に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し)

第二十一条 国土交通大臣は、指定空港機能施設事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十五条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一 空港機能施設事業を適正に行うことができないと認められるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

三 第十九条の規定による命令に違反したとき。

2・3 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第三十二条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）及び指定空港機能施設事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

2 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、空港管理者及び指定空港機能施設事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3・4 (略)

(指導等)

第三十三条 国土交通大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、基本方針に即し、空港管理者、指定空港機能施設事業者その他の空港の設置又は管理と密接な関連を有する者に対し、当該空港の効果的かつ効率的な設置及び管理を図るため必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

関係条文

○災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 （略）

三 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。

イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和三十二年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関

ロ～ニ （略）

四 （略）

五 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

六～十 （略）

※ 成田国際空港株式会社は指定公共機関に指定されている（災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関（昭和三十七年八月六日総理府告示第二十六号））

（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）

第六条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

（非常災害対策本部長の権限）

第二十八条 （略）

2 非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。

3・4 （略）

（緊急災害対策本部長の権限）

第二十八条の六 （略）

2 緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の

長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。

3～5 (略)

(職員の派遣の要請)

第二十九条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

2・3 (略)

(指定行政機関の防災業務計画)

第三十六条 指定行政機関の長は、防災基本計画に基づき、その所掌事務に関し、防災業務計画を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 指定行政機関の長は、前項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正したときは、すみやかにこれを内閣総理大臣に報告し、並びに都道府県知事及び関係指定公共機関に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

3 (略)

(指定公共機関の防災業務計画)

第三十九条 指定公共機関は、防災基本計画に基づき、その業務に関し、防災業務計画を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 指定公共機関は、前項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正したときは、速やかに当該指定公共機関を所管する大臣を経由して内閣総理大臣に報告し、及び関係都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

3 (略)

(災害予防及びその実施責任)

第四十六条 災害予防は、次の各号に掲げる事項について、災害の発生を未然に防止する等のために行なうものとする。

- 一 防災に関する組織の整備に関する事項
- 二 防災に関する訓練に関する事項
- 三 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事項
- 四 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事項

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害予防の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害予防を実施しなければならない。

(防災に関する組織の整備義務)

第四十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指

定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下この章において「災害予防責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、その所掌事務又は業務について、災害を予測し、予報し、又は災害に関する情報を迅速に伝達するため必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努めなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、防災業務計画又は地域防災計画を的確かつ円滑に実施するため、防災に関する組織を整備するとともに、防災に関する事務又は業務に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めなければならない。

（防災訓練義務）

第四十八条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行なわなければならない。

- 2 （略）

- 3 災害予防責任者の属する機関の職員その他の従業員又は災害予防責任者の使用人その他の従業者は、防災計画及び災害予防責任者の定めるところにより、第一項の防災訓練に参加しなければならない。

- 4 （略）

（防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務）

第四十九条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

（災害応急対策及びその実施責任）

第五十条 （略）

- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施しなければならない。

（情報の収集及び伝達）

第五十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下第五十八条において「災害応急対策責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。

（被害状況等の報告）

第五十三条 （略）

- 2 （略）

- 3 指定公共機関の代表者は、その業務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

- 4 指定行政機関の長は、その所掌事務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

- 5・6 （略）

(都道府県の応急措置)

第七十条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施しなければならない。この場合において、都道府県知事は、その区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれることとなるように努めなければならない。

2 (略)

3 第一項の場合において、応急措置を実施するため、又はその区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため必要があると認めるときは、都道府県知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は当該都道府県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求めることができる。

(指定行政機関の長等の応急措置)

第七十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施するとともに、都道府県及び市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、必要な施策を講じなければならない。

2 前項の場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、都道府県知事、市町村長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示することができる。

(指定公共機関等の応急措置)

第八十条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌業務に係る応急措置をすみやかに実施するとともに、指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、必要な措置を講じなければならない。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その所掌業務に係る応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、法令又は防災計画の定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

(災害復旧の実施責任)

第八十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害復旧を実施しなければならない。

関係条文

○災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関
(昭和三十七年八月六日総理府告示第二十六号)

- ・ 独立行政法人防災科学技術研究所
- ・ 独立行政法人放射線医学総合研究所
- ・ 独立行政法人日本原子力研究開発機構
- ・ 独立行政法人国立病院機構
- ・ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
- ・ 独立行政法人森林総合研究所
- ・ 独立行政法人水産総合研究センター
- ・ 独立行政法人土木研究所
- ・ 独立行政法人建築研究所
- ・ 独立行政法人海上技術安全研究所
- ・ 独立行政法人港湾空港技術研究所
- ・ 独立行政法人水資源機構
- ・ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ・ 日本銀行
- ・ 日本赤十字社
- ・ 日本放送協会
- ・ 東日本高速道路株式会社
- ・ 首都高速道路株式会社
- ・ 中日本高速道路株式会社
- ・ 西日本高速道路株式会社
- ・ 阪神高速道路株式会社
- ・ 本州四国連絡高速道路株式会社
- ・ 成田国際空港株式会社
- ・ 関西国際空港株式会社
- ・ 中部国際空港株式会社
- ・ 北海道旅客鉄道株式会社
- ・ 東日本旅客鉄道株式会社
- ・ 東海旅客鉄道株式会社
- ・ 西日本旅客鉄道株式会社
- ・ 四国旅客鉄道株式会社
- ・ 九州旅客鉄道株式会社
- ・ 日本貨物鉄道株式会社
- ・ 日本電信電話株式会社
- ・ 東日本電信電話株式会社
- ・ 西日本電信電話株式会社
- ・ 郵便事業株式会社
- ・ 郵便局株式会社
- ・ 東京瓦斯株式会社
- ・ 大阪瓦斯株式会社
- ・ 東邦瓦斯株式会社
- ・ 日本通運株式会社
- ・ 北海道電力株式会社
- ・ 東北電力株式会社
- ・ 東京電力株式会社
- ・ 北陸電力株式会社
- ・ 中部電力株式会社
- ・ 関西電力株式会社
- ・ 中国電力株式会社
- ・ 四国電力株式会社
- ・ 九州電力株式会社
- ・ 沖縄電力株式会社
- ・ 電源開発株式会社
- ・ 日本原子力発電株式会社
- ・ KDDI 株式会社
- ・ 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
- ・ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

関係条文

○成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第二百二十四号）

（会社の目的）

第一条 成田国際空港株式会社（以下「会社」という。）は、成田国際空港の設置及び管理を効率的に行うこと等により、航空輸送の利用者の利便の向上を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化に寄与することを目的とする株式会社とする。

（成田国際空港等の設置及び管理）

第三条 成田国際空港及び成田国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第五項に規定する航空保安施設の設置及び管理は、国土交通大臣が定める基本計画に適合するものでなければならない。

2 （略）

（事業の範囲）

第五条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

- 一 成田国際空港の設置及び管理
- 二 成田国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法第二条第五項に規定する航空保安施設の設置及び管理
- 三 成田国際空港の機能を確保するために必要な航空旅客及び航空貨物の取扱施設、航空機給油施設その他の政令で定める施設並びにこれらの施設以外の施設で成田国際空港を利用する者の利便に資するために成田国際空港の敷地内に建設することが適当であると認められる事務所、店舗その他の政令で定めるものの建設及び管理
- 四 成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる障害を防止し、又はその損失を補償するために行う次に掲げる事業
 - イ 緩衝地帯の整備のための土地等の取得、造成、管理及び譲渡
 - ロ 騒音防止工事等を行う者に対する助成
 - ハ 住居を移転する者等に対する損失の補償及びその所有する土地の買入れ
 - ニ イからハまでに掲げるもののほか、成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる障害を防止し、又はその損失を補償するために行う事業であって政令で定めるもの
- 五 前号に掲げるもののほか、成田国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う次に掲げる事業
 - イ 成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる生活環境への影響を緩和するために必要であると認められる政令で定める事業であって成田国際空港の機能の発揮に資するものを行う者に対し、出えんする事業
 - ロ 成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる障害の防止、成田国際空港の周辺の地域の整備その他の成田国際空港の周辺における生活環境の改善に資する事業を行う地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、交付金を交付する事業
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、成田国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業であって政令で定めるもの
- 六 前各号の事業に附帯する事業
- 七 前各号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な事業

2 (略)

(生活環境の改善に対する配慮等)

第六条 会社は、成田国際空港の周辺の地域の住民等の理解と協力を得ることがその事業の円滑な実施を図る上で不可欠であることにかんがみ、その事業の実施に当たり常に成田国際空港の周辺における生活環境の改善に配慮するとともに、前条第一項第四号及び第五号に掲げる事業を適切かつ確実に営まなければならない。

2 国は、会社が前条第一項第四号及び第五号の事業を円滑に実施することができるよう配慮するものとする。

(資金の貸付け)

第八条 政府は、予算の範囲内において、会社に対し、第五条第一項第一号及び第二号の事業に要する経費に充てる資金を無利子で貸し付けることができる。

(新株、社債及び借入金)

第九条 会社は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第百九十九条第一項に規定するその発行する株式（第二十二条第二号において「新株」という。）、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（第二十二条第二号において「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十二条第二号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債（社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十二条第二号において同じ。）若しくは新株予約権を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2・3 (略)

(代表取締役等の選定等の決議)

第十条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

(事業計画)

第十一条 会社は、毎事業年度の開始前に、国土交通省令で定めるところにより、当該事業年度の事業計画を国土交通大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(重要な財産の譲渡等)

第十二条 会社は、国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

(定款の変更等)

第十三条 会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

(財務諸表)

第十四条 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業

報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(監督)

第十五条 会社は、国土交通大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第十六条 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)